

様

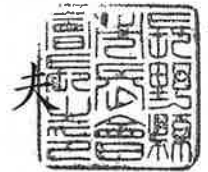
地方財源の充実確保に関する要請書

平成 28 年 11 月 1 日

長野県知事 阿部 守



長野県市長会会長 三木 正



長野県町村会会長 藤原 忠



日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対し御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、「成長と分配の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、地方創生を本格展開することとしていますが、政策の実現のためには、我々地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策に取り組んでいく必要があります。

こうした中、消費税・地方消費税 10%への引上げが平成 31 年 10 月に再延期され、さらに、平成 29 年度税制改正に向け、個人所得課税等、地方財政に影響の大きい税目の見直しの検討がなされております。一方、平成 29 年度の地方財政の収支見通しでは、平成 28 年度に比べ、地方交付税については大幅減、臨時財政対策債については大幅増となるなど、厳しい内容となっています。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお願いいたします。

I 平成 29 年度税制改正に関する事項

- 1 消費税及び地方消費税率の引上げが平成 31 年 10 月に再延期されることとなったが、その間、地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は、国が確実に措置すること。
また、軽減税率の導入により、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう代替財源を確実に措置すること。
- 2 今後も地方分権を進め、地方財源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講じることが必要不可欠であり、税源の偏在性がより少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すること。
- 3 法人事業税の分割基準の見直しに当たっては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえ、企業の事業活動の形態が多様化する中で、税源を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させる観点から検討すること。その際は、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮しつつ、より客観性のある指標になるよう留意すること。
- 4 今後、個人所得課税における配偶者控除等の見直しに当たっては、個人住民税が地方団体の提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ検討すること。
- 5 自動車取得税を廃止するに当たっては、環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど、地方団体に減収が生じることのないようにすること。
また、都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。
- 6 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例や自動車取得税のエコカー減税を延長する場合には、減税基準の引上げを行うこと。

- 7 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。
なお、平成 28 年度税制改正において創設された償却資産に係る固定資産税の特例措置については、期間の延長と対象資産の拡充は断じて行わないこと。
- 8 ゴルフ場利用税は、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に中山間地域の小規模町村では貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 9 森林環境税（仮称）等の検討は、都道府県独自に課税している森林環境税と調整した上で、地方の役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

II 平成 29 年度地方財政対策に関する事項

- 1 地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続及び安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を図ること。
特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額の確保を図ること。
- 2 財源不足の解消は、引き続き地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施できるよう、歳出特別枠を実質的に堅持し、地方歳出の一方的な削減は行わないこと。